



法テラス

【利用料無料、電話・オンライン対応可】

「ケース会議 支援制度」のご案内

— 困難事例を抱える福祉のチームに 地域の弁護士も —



法テラス和歌山

平日9時～17時

050-3383-5457

1. 制度概要

例えばこんなケースで利用できます。

高齢の夫の財産を、これまで妻が管理してきたが、妻も高齢となり財産管理を続けるのが難しくなった。今後どうすればよいか、支援者としても把握しておきたい。

障害のある本人のところに、クレサラ業者から頻繁に督促が届くが、本人は対応する必要性を感じていない。このまま放置して大丈夫か、支援者としては心配。

- ☐ 法テラスの契約弁護士を
下記2の要件を満たす会議に派遣します。
- ☐ 対面のほか、電話・オンラインによる
ケース会議も対象です。
- ☐ 利用料は無料です。
※電話・オンラインで実施した場合の通信料は各自負担です。
- ☐ 弁護士も福祉の一部です。
福祉の問題に含まれた法律問題を弁護士が適時に発見・解決することで、困難事例の解決につながる場合があります。
- ☐ 本制度は令和8年2月28日までの制度です。

2. 支援の要件

①対象機関

和歌山県内の
地域包括支援センター
基幹相談支援センター
居宅介護支援事業所
特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所
自治体の福祉関係部署
市町村社会福祉協議会
病院
公立学校（小学校・中学校・
高校・特別支援学校）

②対象のケース会議

- ☐ 令和8年2月28日までに実施する会議であること
- ☐ 高齢者・障害者虐待に係るケースではないこと
※『高齢者・障害者虐待対応専門職チーム派遣』をご利用ください。
- ☐ 本人の利益を図る目的で実施する個別会議であること
※特定個人を離れて地域課題を検討する会議は含みません。
※参加者の人数や本人の同席有無は問いません。
- ☐ 法テラスの実施する他の法律相談援助の利用が適当でないこと

3. ご利用方法

Step1 申込



法テラス和歌山宛に、
お申込みください。
TEL 050-3383-5457
FAX 073-425-9201

Step2 日程調整



法テラスから担当弁護士を
ご紹介します。
(調整にお時間をいただく場合があります。)
担当弁護士との間で、
ケース会議の日時・場所等を
調整してください。

Step3 ケース会議実施



対面によるケース会議では、
会議実施の確認のため、
所定用紙にご署名をいただきます。

申込書や利用方法の詳細は、法テラス和歌山のHPでご覧いただけます。
<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-wakayama/casekaigi.html>

